

## 平成 30 年 第 1 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 5 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 9 時 53 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (34 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員	10 番 野田弘之 委員
12 番 岩石 学 委員	14 番 池上勝文 委員	15 番 香月幸雄 委員
16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員	18 番 森口弘実 委員
19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美 委員	21 番 森 邦之 委員
22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男 委員
25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員
28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員	30 番 永石恒弘 委員
31 番 岩永廣康 委員	32 番 南條喜代己 委員	33 番 中村康則 委員
34 番 溝口修一郎 委員	35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員
37 番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員 (3 人)

9 番 中村勝郎 委員      11 番 宮崎裕二 委員      13 番 井崎陽子 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(4) 平成 30 年白石町農用地利用集積計画 (1 号) の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項            (1) 合意解約の報告

業務連絡事項      (1) 第 2 回農業委員会総会の日時及び場所  
(2) 平成 29 年度第 2 回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会  
(3) 農地パトロールについて  
(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	石隈あつみ				

## 7. 会議の概要

事務局長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。  
ただいまより、平成30年1月第1回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず川崎会長よりご挨拶をお願ひいたします。

会長 新年明けましておめでとうございます。皆さん家族揃って良い年を迎えられたことと思います。平成30年は、自然災害がないような穏やかな年になりますように、そしてまた皆さんがたにとっても良い年でありますように願っております。農業委員会も皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。  
さて、本日は第1回農業委員会総会ということでご出席いただきまして、ご苦労様でございます。慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしくお願ひいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、9番中村勝郎委員、11番宮崎裕二委員、13番井崎陽子委員より欠席の連絡があつております。本日の出席委員は37名中34名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより以降の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により、会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、12番の岩石学委員、14番の池上勝文委員を指名いたします。  
これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第1号 =

議長 それでは、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第1号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第1号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字廿治字吉村杉〇〇番、大字横手字二本松籠〇〇番、大字戸ケ里字一本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字戸ケ里字二本松〇〇番、大字戸ケ里字三本松〇〇番、大字戸ケ里字四本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字戸ケ里字五本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字戸ケ里字一本谷〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字戸ケ里字四本谷〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字新開〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田 56,949 m<sup>2</sup>、畑 14,041 m<sup>2</sup>、合計 70,990 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻りの親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻りの子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 142,271 m<sup>2</sup>、畑 14,570 m<sup>2</sup>、計 156,841 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間が平成 30 年 2 月 1 日より 50 年間となっております。〇〇さんは、専業農家として農業に従事されておりまして、すべての農地について、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 1 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 1 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

= 議案番号第 2 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 2 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 2 号。

申請農地の表示。大字福富字五間堀下搦〇〇番、面積が畑の 491 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、駐車場及び資材置場です。

転用の事由としまして、平成 4 年頃に玉葱小屋を、平成 6 年頃に肥料倉庫を建設し、また、駐車場としても利用しているということで、始末書添付でございます。位置図につきましては 1 ページから 3 ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、農業倉庫 40 m<sup>2</sup>、玉葱小屋 62 m<sup>2</sup>、肥料倉庫 24 m<sup>2</sup>、駐車場

60 m<sup>2</sup>、家庭菜園 65 m<sup>2</sup>、資材置場 42 m<sup>2</sup>、その他 217 m<sup>2</sup>です。宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地・ため池、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項は、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るとしております。自己所有の隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な、農業用倉庫、駐車場等の整備を目的とするものであります。隣接する宅地と併せての利用であり、申請内容等からみても周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましてもなんら問題ないと考えます。また、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 2 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 続きます。3.「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案番号第3号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第3号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字福富下分字西直江〇〇番、面積が田の183㎡です。

譲渡人は、佐賀市兵庫北〇〇丁目〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さん。譲受人は白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

転用目的は、資材置場です。

転用の事由としまして、農産物の出荷量の増加に伴い、アミコン置場が不足していたため、平成27年頃より当該地に敷地を拓けて利用をしていたということで、始末書が添付されております。位置図につきましては4ページから6ページをご参照ください。

事業または施設の概要は、資材置場（アミコン）183㎡です。

位置及び影響等は、東側が町道、西側が宅地、南側が宅地、北側は水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成29年12月8日に決定公告をされております。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設となっております。宅地に囲まれた狭小な農地で、土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として12月22日に譲受人及び事務局と現地確認を行いました。今回の譲受人は、農産物の集出荷業者ということですが、事業拡大に伴い、敷地が不足していたことから、今回の申請をされています。申請地は、既存事業地に隣接する狭小な田であり、周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。なお、無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第3号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第4号＝

議長 続きまして、議案番号第4号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第4号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字牛屋字東松〇〇番、面積が田の19㎡です。

譲渡人は、福岡市西区下山門〇〇丁目〇〇番〇〇号、福岡市の〇〇さん、譲受人は白石町大字牛屋〇〇番地、東上の〇〇さんです。

転用目的は、宅地拡張です。

転用の事由は、現在、住宅敷地内に住宅、事務所並びに作業所が隙間なく建っており、住宅周辺が狭いため、洗濯物干場のスペース確保にも苦慮している状態です。その状況の改善のため、敷地に隣接する申請農地と宅地を購入し、敷地を拡張したいということです。

事業または施設の概要は、通路・その他44.36㎡です。宅地が同時利用でございませ

す。位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が町道、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成10年10月23日に見直しの決定公告がなされております。

農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設、もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。隣接農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 21 日に譲受人及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、譲受人の住宅敷地が手狭であったことから、申請地並びに隣接する宅地を購入し、敷地の拡張を図られるものであります。面積も最小限度の規模であり、周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 4 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 4 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 5 号＝

議長 続きまして、議案番号第 5 号、4.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 5 号、平成 30 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 5 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は大戸中の〇〇さん。売り手は北川の〇〇さん。土地の表示は、大字福田字郷一本楠〇〇番、田の 1 筆で 2,277 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 30 年 1 月 6 日、支払期限は平成 30 年 1 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 110,383 m<sup>2</sup>になられます。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は東郷移の〇〇さん。売り手は東郷移の〇〇さん。土地の表示は、大字東郷字三本楠〇〇番、田の 1 筆で 2,123 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 1 月 6 日、支払期限は平成 30 年 1 月 31 日。10a 当たりの対価



は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。取得後の経営面積は 266,679 m<sup>2</sup>になります。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は太原下の〇〇さん。売り手は小城市の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1,445 m<sup>2</sup>。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 30 年 1 月 6 日、支払期限は平成 30 年 3 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 18,228 m<sup>2</sup>になります。認定新規就農者です。

整理番号 4 番、買い手は太原下の〇〇さん。売り手は小城市の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑 1 筆で 3,370 m<sup>2</sup>。利用目的は蓮根です。所有権の移転時期は平成 30 年 1 月 6 日、支払期限は平成 30 年 3 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は、ゆうちょ銀行口座への振込み。取得後の経営面積は 18,228 m<sup>2</sup>となります。認定新規就農者です。

整理番号 5 番、買い手は辺田の〇〇さん。売り手は辺田の〇〇さん。土地の表示は、大字辺田字二本松〇〇番、大字辺田字三本松〇〇番、田 2 筆で 5,023 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦です。所有権の移転時期は平成 30 年 1 月 6 日、支払期限は平成 30 年 6 月 29 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は、ゆうちょ銀行口座への振込み。取得後の経営面積は 87,220 m<sup>2</sup>となります。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 6 ページにかけて 73 件、7 ページから 19 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 96 件、合わせまして 169 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権が 167 件、使用賃借権が 2 件となっております。そのうち新規が 124 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 113 件で、再設定は 45 件となっております。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 50 件です。今回の利用権の総面積は 1,362,184 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 72 件、農地中間管理機構によるものが 96 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 18 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号の各要件を満たすものとして、169 件とも承認が適当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員は、しばらく退席をお願いします。

( 〇番 〇〇委員 退席 )

議長 今回は、所有権移転と利用権設定と別々に採決をとります。それでは所有権移転について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第5号の所有権移転で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第5号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

( ○番 ○○委員 着席)

議長 それでは、利用権設定のほうにうつります。これについても、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の○○委員、○番の○委員、○番の○○委員は、それぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。それでは、利用権設定について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。中間管理機構ですけど、北明の方がこのように書いてありますけど、これを中間管理機構が借りて、次に中間管理機構が貸し手になる訳ですよ。借り手はどなたにということはおわかりでしょうか。

事務局 中間管理機構に今回、○○さんが貸していますけど、中間管理機構は法人のほうにお貸ししますので、個人の誰が作られるかというのは、○○のほうですべて決定されることになります。

○番 法人の代表者はどなたですか。法人というのはあくまでも株式会社組織と一緒にしよう。要するに、代表者は表示しなくてもいいですか。

事務局 農業委員会に議題にかけるのが、中間管理機構に貸しますということで、公社のほうから配分というかたちで出すのは、また別でしております。こちらの議案には挙げておりませんので、農業委員会では公社に貸すというかたちだけさせていただいております。

○番 中間管理機構が皆さんの農地を借り上げて、貸す分に関しては中間管理機構が、要するに片方独断というか、中間管理機構の考え方次第でどなたにでも貸せるということですか。

事務局 基本は借りる方がいらっしゃるという想定で中間管理機構は借りていますので、まず

相手が法人と確定している分だけ借りる処理をしています。

○番 法人に貸すわけですから、要するに法人の代表ですよ。貸し手は沢山いるわけでしょう。ということは、貸し手さんが中間管理機構に貸したわけでしょう。中間管理機構は次にそれを貸さなくてはならないでしょう。貸した相手は法人ということですよ。だから、法人の代表者は誰ですかということで、そこまで表示しなくていいのでしょうか。

事務局長 この貸し借りについては、あくまでも個人と中間管理機構の契約であって、借りられた法人がどこに貸されるかというのは、農業委員会のほうでは許可が必要な案件ではございませんので、あとの契約は法人と中間管理機構の契約になります。

○番 それはわかります。

事務局長 だからここに〇〇の法人の代表者を表示するところは何もないことになります。

○番 それはわかります。あくまでもこれは今、貸す段階のことでしょう。これを10年とか20年区切りをつけるわけでしょう。その途中になんかトラブルがあったときに、その相談先は農業委員会になってくるわけでしょう。

事務局長 それは、中間管理機構と法人の話し合いになると思います。

○番 その話し合いがうまくいかなかった場合は、最終的に認めたのは農業委員会でしょうと言われたとき、その時はどうするのですか。

事務局長 うちが認めたのは、個人と公社の契約であって、公社がそこから別のところに貸して、そこでトラブルがあった場合は、農業委員会が関知するところではないと思います。

○番 関知するところではないでしょうけど、一般的に見れば中間管理機構まで貸し出した時点で、あとは徹底してそこら辺の内容を調べなかったのかというようなことは出てこないのでしょうか。

事務局長 あくまでも契約は個人とされますので、私たちがそれを貸してはだめとか、貸したほうがいいとかは言えませんので…。

○番 中間管理機構という組織は、どういう立ち位置をしているかということです。こういうふうなことがあった場合は、中間管理機構の職員さんが一人でも出てきて、この場で

説明するのが道理ではないかと私は思います。それは招へいはしていないですね。

事務局長 していません。

○番 いいです。それじゃあこれだけでやめときます。ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

○番 ○番の〇〇です。法人に貸したら区費とか貰いに行くときも、法人は誰が作っているかわかるのですか。

事務局 個人が中間管理機構に貸して、中間管理機構から法人に貸していますので、誰が作っているかは法人のほうがわかります。

○番 そうでしょう。例えば区費とか貰いに行く時も、法人に行かなくてはならないということですね。

事務局 そうですね。

○番 例えば、田が荒れたりして、持ち主から苦情が来た場合も、誰かが責任を持って作らなければならないのでしょうか。

事務局 今回、契約した分は全部法人に行きますので、法人が借り主ということになります。

○番 個人的に誰が作っているかわからないということですね。

事務局 誰が作っているのかは、法人にしかわかりません。今回、借りている分に関しましては、法人に貸しますけど貸した方が法人から借り直しますとなっておりますので、基本は今の持ち主になると思います。

事務局長 法人のほうから作業受委託というなかたちで、個人にこの田はあなたが作ってくださいという契約を、法人と個人がされることになると思います。

○番 誰が作っているかわからないということですね。

事務局長 農業委員会のほうではわかりません。

○番 わかりました。

議長 いいでしょうか。他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 5 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 5 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 6 号～第 12 号＝

議長 続きまして、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 6 号から 11 号、農地の貸し付け希望、議案番号第 12 号、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 6 号。申し出農地の表示。大字今泉字多田六〇〇番、田の 3,894 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字今泉〇〇番地、多田の〇〇さんです。

議案番号第 7 号。申し出農地の表示。大字福富字昭和捌〇〇番、田の 1,359 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 1,320 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 1,685 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 1,438 m<sup>2</sup>。合計の 5,802 m<sup>2</sup>です。4 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

議案番号第 8 号。申し出農地の表示。大字田野上字一本杉〇〇番、田の 3,707 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 1,170 m<sup>2</sup>、大字田野上字三本杉〇〇番、畑の 445 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 307 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 142 m<sup>2</sup>、大字田野上字六本松〇〇番、田の 3,922 m<sup>2</sup>、合計の 9,693 m<sup>2</sup>。うち田 3 筆が農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の〇〇さんです。

議案番号第 9 号。申し出農地の表示。大字戸ケ里字二本樟〇〇番、田の 934 m<sup>2</sup>、大字

戸ケ里字新田〇〇番、田の 6,748 m<sup>2</sup>、大字戸ケ里字清水搦〇〇番、田の 2,242 m<sup>2</sup>。合計の 9,924 m<sup>2</sup>です。3筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、新盛の〇〇さんです。

議案番号第 10 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 1,573 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 945 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 4,416 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 2,444 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 3,365 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 3,421 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 4,906 m<sup>2</sup>、合計の 21,070 m<sup>2</sup>です。〇〇番以外は農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町道免〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 11 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 1,213 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 2,925 m<sup>2</sup>、合計の 4,138 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市水ヶ江〇〇丁目〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さんです。

農地の貸し付け希望でございます。

議案番号第 12 号。申し出農地の表示。大字坂田字二本柳〇〇番、田の 3,163 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さんです。〇〇さんの未相続農地でございます。

以上、議案番号第 6 号から議案第 12 号まで 7 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 6 号から 12 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 6 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 7 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 4 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 8 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 5つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第9号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 3つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第10号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 7つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第11号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第12号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第6号は○番○○委員と○番○○委員、7号は○番○○委員と○番○○委員、8号は○番○○委員と○番○○委員、9号は○番○○委員と○番○○委員、10号は○番○○委員と○番○○委員、11号は○番○○委員と○番○○委員、農地の貸し付け希望の12号は○番○○委員と○番○○委員。よろしくお願ひします。

それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第6号と7号が○○、8号が○○、9号が○○、10号が○○、11号が○○、12号も○○となっております。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによる

しくお願いします。

議長 以上、あっせん委員になられた方はよろしくお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第2回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 平成29年度第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
- ③ 農地パトロールについて
- ④ その他
  - ・交換分合についての説明会における未回答分の回答について
  - ・活動記録簿、農業委員手帳について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第1回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時53分



以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員